

平成30年第3回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

期日：平成30年9月10日（月）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

平成30年第3回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：平成30年9月10日（月曜日） 午前10時02分～午前11時48分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（7人）

委員長	7番	石 塚	柏	副委員長	3番	三 浦	常 男
委 員	14番	後 藤	健	委 員	15番	佐 藤	育 男
委 員	16番	古 谷	武 美	委 員	18番	佐 藤	芳 雄
委 員	20番	橋 本	五 郎				

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

早退委員（0人）

説明のため出席した者

上下水道事業管理者	今 野 功 成	建設部長	古 屋 利 彦
道路河川課長	佐 藤 勇 孝	道路河川課参事	鈴 木 正 人
道路河川課参事	土 井 保 男	都市管理課長	今 和 則
都市管理課課長待遇	矢 野 良 和	都市管理課参事	京 野 和 明
都市管理課参事	有 明 徹	建築住宅課長	讚 岐 敬 司
建築住宅課参事	小野地 紀 子		
災害復旧事務所長	進 藤 孝 雄	災害復旧事務所副所長兼復旧課長	小 松 春 一
上下水道局次長兼経営管理課長	今 久	経営管理課参事	田 畑 睦 子
水道課長	佐々木 廣 美	水道課参事	佐 川 悦 章
下水道課長	佐 藤 恭 悦	下水道課参事	古 屋 和 久
神岡支所農林建設課長	岩 根 浩 幸	西仙北支所農林建設課長	田 村 一 彦
中仙支所農林建設課長	斎 藤 秋 彦	協和支所農林建設課長	稲 葉 久 則
南外支所農林建設課副主幹	小 松 慎 吾	仙北支所農林建設課長	佐 藤 治 彦
太田支所農林建設課長	野 中 正 幸		

議会事務局職員出席

主 幹

富 樫 康 隆

審査議案等

- 第 1 議案第 8 3 号 大仙市大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業の施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 8 4 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 8 5 号 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 9 2 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 5 議案第 9 3 号 平成 3 0 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 議案第 9 4 号 平成 3 0 年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 9 5 号 平成 3 0 年度大仙市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 1 1 5 号 平成 2 9 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第 1 1 6 号 平成 2 9 年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 1 0 陳情第 1 1 号 二ツ屋原野線の道路改良についての陳情
- 第 1 1 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
- 第 1 2 委員派遣の承認要求について
-

午前 1 0 時 0 2 分 開 会

○委員長（石塚 柏） 本日は、本会議休会中のところを、そしてまた、現地調査でお疲れのところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますが、説明は簡潔にお願いをいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際には、委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（石塚 柏） 審査に入る前に、当局からご挨拶をいただきます。

はじめに、古屋建設部長。

はい、部長。

○建設部長（古屋利彦） あらためまして、おはようございます。

建設水道常任委員の皆さまには、陳情に係る現地調査でお疲れのところ、引き続き常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

市長の市政報告、また、一般質問でもありましたが、スマートフォンを活用しました道路等の損傷状況などの情報収集システムにつきましては、来月10月1日からの実施予定としております。住民から広く情報提供をいただき、迅速な対応により、安全な道路交通網の確保に向け、取り組んでいきたいと思っております。

さて、本日ご審議をお願いいたします案件は、条例の一部を改正する条例の制定に関する案件3件、及び議案第93号、平成30年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、道路河川課所管の案件2件について、また、先ほど現地調査していただきました陳情第11号、二ツ屋原野線の道路改良についての陳情の審査を併せてお願いするものでございます。

詳しい内容につきましてはこの後、担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。以上です。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

次に、進藤災害復旧事務所長。

はい、所長。

○災害復旧事務所長（進藤孝雄） それではあらためまして、本会議会期中のお忙しい中、委員会を開催していただき、ありがとうございます。

災害復旧事業につきまして、先日の市政報告にもありましたが、9月5日現在、国並び県の補助事業として採択された被災全187カ所のうち、発注箇所数は145カ所、額につきましては約13億2,300万円、率にして67パーセントであります。

国・県の災害関係築堤事業も実施されている中、入札不調も多く発生しておりますが、発注ロットの組み替えなどを行い、引き続き施工業者並び技術者を確保し、残る42カ所につきましても、準備が整いしだい、順次、業務の実施に向け、努めてまいります。

さて、本日ご審議いただきます復旧課の案件であります。公共土木施設につきましては、先月28日に国の査定を受けた市道2路線の、地すべりを起因とした災害

復旧と、過年災として認定をいただいております道路・河川、合わせて17カ所の工事費の補正、並びに今年5月18日からの大雨により、新たに発生した林道施設と、民家に隣接する箇所への復旧を行います治山事業についての補正予算であります。

いずれの被災箇所につきましても、住民の皆さまの生活に多大な影響を及ぼしていることから、早期復旧に向け、補正予算をお願いするものであります。

なお、この後、担当より予算内容をご説明いたしますので よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、挨拶いたします。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

○委員長（石塚 柏） それでは早速、建設部・災害復旧事務所所管分の審査に入ります。

議案第83号、大仙市大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業の施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今都市管理課長。

はい、課長。

○都市管理課長（今 和則） それでは議案第83号、大仙市大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業の施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の3ページから4ページと、A3判の資料、都市-1の1ページを併せてご覧願います。

大曲駅前第二地区土地区画整理事業につきましては、平成30年12月から清算金の徴収及び交付事務を行う予定であり、これに伴い、清算金に係る督促手数料及び延滞金に係る規定を整備するものであります。

改正の内容は、第25条に規定している清算金に係る督促手数料及び延滞金の徴収額について、土地区画整理法及び土地区画整理法施行規則の規定に基づき、具体的な徴収額を新たに規定するものであり、公布の日から施行するものです。

督促手数料については、土地区画整理法施行規則第17条に規定する督促手数料の額、督促状1通につき、郵便法に規定する定型郵便物の料金を越えない範囲において国土交通大臣が定めている額で、1通につき82円とするものです。

延滞金については、当該納付金額、その額に100円未満の端数があるときは、端数金額切捨てに、その納付期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額とし、延滞金の確定金額に10円未満

の端数があるとき、またはその金額が10円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものです。

以上、議案第83号、大仙市大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業の施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第84号、大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今都市管理課長。

はい、課長。

○都市管理課長（今 和則） それでは議案第84号、大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の5ページから6ページと、A3判の資料、都市-1の2ページを併せてご覧願います。

神岡地域の笹倉公園に設置しているスカイサイクル施設は、平成2年の使用開始から30年近く経過しており、施設の主要な部分に錆び等の劣化が生じ、その補修費用と利用状況等を勘案した結果、施設を撤去・廃止するものであり、大仙市公園条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容は、別表第2の「笹倉公園」の部、「スカイサイクル」の項、及び別表第3第4号「笹倉公園有料公園施設使用料」の表中の「スカイサイクル」の部を削除するもので、公布の日から施行するものです。

以上、議案第84号、大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第85号、大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。讃岐建築住宅課長。

はい、課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） それでは議案第85号、大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

資料ナンバー1の議案書では、7ページと8ページをお開き願います。説明の方は、A3判で右上に建住ー1と記載した資料により、ご説明をさせていただきます。

A3判の方、早速1ページを開いていただき、4分の1ページをご覧ください。

まず、1の本条例制定理由であります。建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号。以下「改正法」。）が平成30年6月27日に公布され、市において接道規制の特例の認定に係る事務の一部を執ることとされたことに伴い、

所要の改正を行う条例を制定するものであります。

次に、2の改正内容につきましては、①の敷地が幅員4メートル以上の農道などの道に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数で省令基準に適合するものに係る特例の認定の申請手数料として2万7千円を徴収することとしたこと、及び②の所要の文言整理を行うものであります。

3の施行期日は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日としており、改正法の施行にあわせて、この条例が施行されます。なお、改正法の施行日は、公布の日から3月以内と規定されておりますので、今月27日までには、この条例が施行される運びとなります。

具体的な条例の改正内容は、次の新旧対照表【抜粋】で説明させていただきます。

次の4分の2ページをお願いいたします。右側の上段をご覧ください。

別表中、赤で記載した3の項に「法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請」として「2万7千円」という規定を、今回加えております。

以降4の部から、次の4分の3ページまでは、項又は部のずれ等を整理しております。

最後の4分の4ページをお開き願います。

これは、今回の条例改正に係る建築基準法の改正イメージを図に表現したものです。若干触れさせていただきます。

このページの左側は、現行制度について記載しております。「原則」の部分をご覧ください。「都市計画区域内においては、建築物の敷地は建築基準法上の道路に2メートル以上接しなければならない。」とされており、敷地への接道は、新築、改築、増築等の建築行為をする場合の必須条件となります。下の図にあります「特例許可」は、道路が農道等の場合、建築基準法上の道路に該当しないため、建築行為はできませんが、秋田県の特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、秋田県建築審査会の同意を得て特例で許可したものについては接道規制が適用されず、建築行為が可能となるものです。

これに対しまして、右側には改正の内容について記載しております。これまでの「特例許可」制度に「特例認定」制度が加えられております。具体的には、敷地が4メートル以上の農道等に2メートル以上接している建築物のうち、利用者が少数であるものとして、国土交通省令で定める基準に適合するものに係る建築の認定については、大仙市の特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと

認めるものについては、接道規制が適用されず、建築行為が可能となります。なお、この場合においては、秋田県建築審査会の同意が不要となります。従いまして、一般の建築基準法の接道規制に関する改正は、国土交通省令で定める基準に適合すれば、建築審査会の同意を不要とする手続の合理化が図られたこととなります。

以上、議案第85号、大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第93号、平成30年度大仙市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、佐藤道路河川課長。

はい、課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） それでは議案第93号、平成30年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2、平成30年度補正予算書〔9月補正〕の16ページをお開き願います。併せて、主な事業説明書の9ページをお開き願います。

最初に、8款 土木費、2項 道路橋りょう費、1目 道路橋りょう総務費、18事業 道路台帳管理費は607万円の補正をお願いするものであり、補正後の額を853万8千円とするものであります。

このたびの補正につきましては、毎年度実施している道路台帳データの補正を実施することにより、適切な道路維持管理を行うことを目的として、委託料の補正をお願いするものです。

補正の延長は1万3,345メートルで、認定分として2,010メートル、変更分として1万861メートル、廃止分として474メートルを予定しております。

次に、同じく8款 土木費、2項 道路橋りょう費、4目 道路新設改良費、32事業 道路改良事業費は686万9千円の補正をお願いするものであり、補正後の額を4,169万1千円とするものであります。

A3判の資料で、道路-1の資料に位置図と施工箇所の写真を添付しておりますので、どうかご参照いただきたいと思います。

内容につきましては、上栄町浜町線の消雪施設につきまして、老朽化の進行に加え、消雪効率が著しく低下し、メンテナンスによる機能回復が困難なことから、消雪施設の更新を行い、この冬の円滑な交通網の確保に備えるものであります。

以上、議案第93号、平成30年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

次に、小松副所長。

はい、副所長。

○災害復旧事務所副所長兼復旧課長（小松春一） 続きまして議案第93号、平成30年度一般会計補正予算（第4号）のうち、災害復旧事務所が所管いたします6款分、治山局所防災事業につきまして、ご説明を申し上げます。

資料であります。同じくナンバー2、補正予算書は14ページ、事業説明書は10ページになります。

6款 農林水産業費、2項 林業費、5目 治山事業費、10事業 治山局所防災事業は、本年5月18日からの豪雨によりまして、民家裏の山地が崩壊した西仙北地域と南外地域の2カ所につきまして、県との協議が整いましたので、復旧に要する経費の補正をお願いするものであります。

内訳であります。記載の2カ所分の工事請負費434万2千円を補正し、補正後の2項 林業費の総額を1億457万円とするものであります。財源内訳であります。県支出金347万3千円、市債は80万円の充当を予定しております。

参考資料といたしまして、A3横判の資料、復旧-1をご覧願います。

1 ページ目ではありますが、被災箇所それぞれ2カ所分の位置図であります。

2 ページ目は、復旧延長と、それから工事費、そして下段には被害状況写真を添付してございます。

次に、11 款分ではありますが、公共土木施設及び林業施設の災害復旧事業（補助分）につきまして、ご説明を申し上げます。

資料同じくナンバー2、補正予算書の18 ページ、事業説明書は11 ページからになります。

はじめに、11 款 災害復旧費、1 項 公共土木施設災害復旧費、1 目 道路橋梁災害復旧費、11 事業 道路橋梁災害復旧事業費（補助分）は2億1,052万4千円の補正をお願いするものであります。

内訳であります、協和地域と西仙北地域の地すべりに起因する道路災害2カ所分につきましては、8月下旬に国の査定が行われましたことから、実施に要する経費と、同じく29年災における30年度配分分の道路災14カ所分につきまして、所用の経費の補正をお願いするものであります。

内容であります、地すべり災害2カ所分の実施設計に係る委託費2,070万8千円、及び地すべり災害を含む16カ所分の工事請負費1億8,981万6千円であります。財源内訳といたしまして、国庫負担金1億3,696万1千円、市債は6,870万円の充当を予定しております。

先ほどの参考資料、復旧-1をご覧ください。

3 ページ目ではありますが、被災箇所の位置図であります。

4 ページ目は、それぞれの路線の復旧延長、それから工事請負費予算計上額を記載しております。

5 ページから7 ページではありますが、それぞれの被災箇所の写真を掲載しております。

8 ページ、9 ページは、それぞれの地すべり関係の路線の復旧工法、被災写真を掲載しております。

次に、事業説明書は12 ページになりますが、2 目 河川災害復旧費、11 事業河川災害復旧事業費（補助分）は、30年度配分分の河川災につきまして、所用の経費の補正をお願いするものであります。補正の内訳であります、河川災害3カ所分の工事請負費1,690万9千円あります。財源内訳といたしまして、国庫負担金1,127万8千円、市債は500万円の充当を予定しております。

また参考資料にお戻りいただきます。復旧-1の資料は10 ページからになります。

す。

10 ページは、被災箇所の位置図を掲載しております。

11 ページは、復旧延長、それから工事請負額。

12 ページは、それぞれの被災写真を掲載しております。

次に、事業説明書は13 ページになりますが、2 項 農林水産施設災害復旧事業費、2 目 林業施設災害復旧費、1 1 事業 林業施設災害復旧事業費（補助分）は、本年5月18日からの豪雨によりまして被災した、記載の協和地域の林道3路線3カ所につきまして、8月初旬に国の査定が行われたことから、復旧に要する経費の補正をお願いするものであります。

補正の内訳であります、林道災害3カ所分の工事請負費1,122万2千円であります。財源内訳は、県支出金638万9千円、市債は430万円の充当を予定しております。

また参考資料をご覧ください。

13 ページ目は、被災箇所の位置図。

14 ページは、復旧概要と工事請負費及び被災写真を添付しております。

以上によりまして、11 款 災害復旧費は2億3,865万5千円を追加し、補正後の額を6億6,267万8千円とするものであります。

以上、議案第93号、平成30年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、6 款及び11 款の災害復旧事務所所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

ないですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に陳情第11号、二ツ屋原野線の道路改良についての陳情を議題といたします。

本件に関して、当局として参考になる意見がございましたら、お願いいたします。佐藤道路河川課長。

はい、課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） それでは、二ツ屋原野線の道路改良についての陳情に関する意見を述べさせていただきます。

陳情のありました二ツ屋原野線の道路改良につきましては、四ツ屋原野部落会館会長より8月2日に提出されたものであり、延長310メートルについて、道路幅員が狭く、車の交差に支障があることから、道路改良を要望されたものであります。

大仙市全域の整備水準の平準化と整備基準の統一化を図るため定めた、大仙市道路整備に関する指針に基づきますと、この路線は集落内道路の位置付けとなることから、用地補償については市で行わず、寄附等でご協力をいただかなければなりません。しかし、路線全体となると、住民の方々のご負担が過分となることから、局部改良等での対応は可能かと考えております。

今後の対応につきましては、用地補償に関する寄附の同意及び局部改良箇所を選定等について、関係者と協議する必要があると考えます。以上です。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

本件に関して質疑・ご意見のある方ございましたら、お願いいたします。

なにか感想・ご意見ございませんか。

はい、古屋委員、どうぞ。

○委員（古屋武美） これ実際、我々承認したとして、この工事全部終わるってば、大体どれぐらいになるんですか。

○委員長（石塚 柏） はい。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 局部改良と、今、防塵舗装になっているものを加熱舗装に切り替えることになるんですけれども、概ね来年と再来年の2年間ぐらいを予定の工期としております。

○委員長（石塚 柏） はい、古谷委員。

○委員（古屋武美） ほかの地域でも、工事の陳情なりで工事入ってて、なかなか進

んでないっていう部分も、例えば5年も10年も経っても、まだできていないという、聞くときあるんですけれども、市の方としては、完成まで、予算もあると思うんですけれども、どれぐらい普通は見ているものなんですか。工期というか。

○委員長（石塚 柏） はい、課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 路線の延長にもよるんですけれども、概ね100メートルぐらいですと、単年度で完成させるということは可能になってくると思いますけれども、それ以上になると、やはり複数年の年数を要するというふうに考えております。

○委員（古屋武美） それはやっぱり、その距離で。へば、100メートルだったら1年、200メートルだったら2年と。

○道路河川課長（佐藤勇孝） あとは構造物の種類等でも、掛かり増しする道路というのはあるので、単純に延長でいくと、概ね100メートルぐらいを目安と考えてはいます。

○委員（古屋武美） はい、分かりかりました。

○委員長（石塚 柏） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、陳情の審査は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

採択した陳情第11号、二ツ屋原野線の道路改良についての陳情は、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、建設部・災害復旧事務所所管分の審査を終了いたします。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

再開時刻は…。

（「続けてやっってはどうか」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） じゃあ、入れ替えが終了次第、継続して行います。よろしく

お願いします。

暫時休憩いたします。

(午前 10 時 36 分 休 憩)

(午前 10 時 40 分 再 開)

○委員長（石塚 柏） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

審査に入る前に、当局からご挨拶をいただきたいと思います。今野上下水道事業管理者。

管理者、お願いします。

○上下水道事業管理者（今野功成） 一言挨拶を申し上げます。

建設水道常任委員会委員の皆さまには、日頃から上下水道事業につきましてご指導、ご助言を賜りまして、誠にありがとうございます。

今次定例会におきまして審査をお願いいたします案件は、協和地域の簡易水道において、市の管理が不十分なことにより被害を与えてしまいました住宅に対する損害賠償の額を定めることについての単行案、平成30年度簡易水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算案2件、平成29年度上水道事業会計及び簡易水道事業会計の決算の認定について2件、の合計5件であります。

特に損害賠償の額を定めることにつきましては、市民から水道使用の一時中止の届け出を受けた際、止水栓を確実に閉めなかったことが原因で発生したものであります。被害を受けられました住家の持ち主の方に深くお詫び申し上げますとともに、今後このような事故が発生しないよう、改めて確実な作業を行うよう注意喚起してまいります。誠に申し訳ありませんでした。

この後、それぞれの内容につきまして担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認、また、ご認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

○委員長（石塚 柏） それでは、上下水道局所管分の審査に入ります。

議案第92号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

はい、次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 議案第92号、損害賠償の額を定めることについて、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書は21ページ、お願いいたします。それから、お手元にお配りしておりますA3判の資料、簡水-1という右上に記載されたもの、こちらの方は1ページをお開きください。

損害賠償の額を定めることにつきましては、大仙市水道事業及び下水道事業の設置に関する条例第6条の規定に基づき適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきましては簡水-1の、A3判の方の1ページをご覧ください。

左側に位置図が掲載されておりますが、場所は協和船岡の協和市民センター和ピアに隣接する住宅団地であります。

被害家屋は平成12年に建築され、築18年を経過した木造2階建ての一般住宅であります。

漏水事故に至った経緯ではありますが、平成19年3月に当該家屋の所有者より、水道の使用を一時中止したい旨の届け出があったことから、当時の担当者が止水栓を閉めて、給水を停止しておりました。

本年3月に所有者が住宅内に入った際、1階洗面所の天井から水が漏れ、廊下が水浸しになっていることを発見し、2階トイレのバルブを閉めて漏水を止めております。

その後、所有者は協和支所に連絡し、支所の担当者と所有者が現場の状況を確認しております。確認した際、メーターボックス内の止水栓は一見止水状態にあるように見えたが、屋外の給水栓を開けると水が出ることから、再度、メーターボックス内の止水栓を専用工具により完全に止水しております。

被害は写真にありますとおり、1階洗面所天井部分とフローリングに損傷が確認されております。

事故は、平成19年当時に止水栓を確実に閉めなかったことが、そもそもの原因であります。加えて、今冬の厳しい寒波の影響もあり、2階トイレの配管が凍結により破損し、漏水したものと推察されます。

損害賠償額の算定根拠ではありますが、右下に記載の内訳のとおり、新たに修繕に要する費用といたしましては107万円ほどになりますが、当該住宅が建築後18年を経過していることから、価値の減少分を控除した87万7,404円を時価損害

賠償額とするものであります。

職員による止水栓の操作不備と確認不足により、被害に遭われた方並びに市に損害を与えてしまい、誠に申し訳ありませんでした。今後このような事のないよう、再発防止策を講じてまいります。

以上、議案第92号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、それでは当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 自分の方でちょっとあれだったども、この新旧交換差益控除と、18パーセント。これはどういう、何を根拠にしてこの18パーセントというのが。やはりこれは規定の計算方式ですか。

○委員長（石塚 柏） はい、次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 18年経過していますので、年数に応じて数値が決まっております。それで今回は18年で18パーセントという、1年に1パーセントというわけではありませんけれども、今回は18パーセントが保険屋さんの方で決まっている率でございます。経過年数に応じて…、古くなると古くなるほど、その分下がって、価値が下がっていく分を…、

○委員（橋本五郎） うん、それは分かるけれども。それは分かるけれども、そうすれば、単純に計算せば、我々の計算の方式でいけば、1年に1パーセントずつ下がるというように聞こえるからすよ。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 1年に1パーセントという、たまたまここは18年で18パーセントとなっておりますけれども、100年まで1パーセント下がるというわけではないです。木造家屋の耐用年数もありますので、それで下がっていくわけですがけれども、まず今回は、保険屋さんの方で出したこの減価分というのが18パーセントということでしたので。たまたまということだすな。

○委員（橋本五郎） ちょっと分かりにくいな。これ、保険さんの計算で、こういう計算になったという意味が。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） はい。

○委員（橋本五郎） 特別こうだっている行政サイドでの、この、規定というのは無いわけだ。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） あくまでも今回は保険屋さんの方で出

している率でございます。

○委員長（石塚 柏） はい、三浦副委員長。

○委員（三浦常男） ちょっと今の同等の質問で申し訳ねえども、だとすれば、止水の時点からの経過年数で減価、まず償却されて、それを損害賠償・・・、まず12年から19年までの分は、本人がやっぱりほら、やってる分と思うんですけども、最初から、建ててから18年というのは、ちょっとおかしいんでねえかなというふうな感じするども、なんともんだすか。まあ、それは保険屋でやったから、まず当事者もそれでオーケーと言え、それでいいべども、もしそれが無いとすれば、そういうふうな18年分見る必要はないんでねえかと。その19年に止めた時点から今までの分をやっぱり・・・。その前にやってらものは自分のものであるべども、それが無ければ、それほどの18パーセントまで引かれるというあれがないんでねえかなというふうな感じするども、なんともんだすか。

○委員長（石塚 柏） はい、次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） ただ今のご質問ですけれども、基本的にいつ水を止めたかということは、今回の計算時点には考慮されてございません。あくまでもその新しいものを直すとするとも107万4円ですけれども、掛かりますけれども、今ある建物が新築であれば、今回の補償額が107万円になるということで、それが古くなっている分、価値を減ずるのがこの18パーセントということですので、水をいつ止めたかということからの経過年数というのは、今回考慮されてございません。

○委員長（石塚 柏） ちょっと休憩入れていいですか。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

（ 午前10時50分 休憩 ）

（ 午前10時52分 再開 ）

○委員長（石塚 柏） では休憩を解いて、皆さんの方から討論お願いします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤芳雄） これ、一時中止したって言えば、ここの家で「いい」と言ったの。どこの・・・、「水使わなくていい」と言うの。どういう意味で中止した。

○委員長（石塚 柏） はい、次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） この方、自宅は別の場所に持っていま

して、19年当時からはここに住まないということで「水を止めて下さい」ということでありました。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤芳雄） 水止めた人は誰。協和の支所の職員なの、それともおたくさんの、水道課の人なの、それ。例えば、誰考えたって、水止めたら、あとは水出ないのが、確認するのが当たり前だべ。それやらなかったの。そこら辺どうだ。

○委員長（石塚 柏） はい、次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 当時の協和支所の水道担当が、止水をしたというところまでは把握してございます。

○委員（佐藤芳雄） 「した」というのはいつ。して、なして出てるやつ、水。それはおかしいね。

○委員（橋本五郎） いや、端的に言えば、完全に止めねがったってことだすべ。確認しないで戻ったということだすべ。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） はい。

○委員（佐藤芳雄） 職員の怠慢だべ、したら。考えられねえことだすべ、んだってなあ。「止めだべ」「いいべ」「あべ」ということで、こういう大きい事故起きたって、ちょっとな。普通の人には考えないけれども、そういう……。ああ、家へ入らなかつたか。入らねえんだな。分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） すいません。先たの休憩中の話なんですけど、今、87万7千円、今、保険で、これ全額保険対応なるわけですか。それで107万円掛かるわけですよ。それで、ここの所有者から言わせてみれば、107万円掛かるのに、まず保険で87万7千円。おおよそ20万円を、へば、所有者が払うということになるわけですか。所有者側から言わせれば、自分には何も過失ないのに、水漏れてしまったと。それで直すにこんけ掛かると。となれば、所有者はやっぱこれ、納得して20万円払うというような……。納得してるわけですか。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 今回の議案を提案するに当たりまして、所有者の方とは示談交渉をさせていただいております。それで、この金額、その18パーセント減額する分につきましても、所有者の方からはご納得いただいた上で、示談書に所有者側の印鑑まではいただいて、議案を提案させていただきましたので、ご承認いただければ、市の方の判子を押して正式に示談が成立ということになります。

○委員（佐藤育男） まあ、所有者が納得してるのであれば、なんとも言われねえす

ども、なんとなく所有者からしてみればすよ、なんも自分に過失がないのに、ちょっと、20万円近いお金を出すというようなことになるので、そこどうなのかなど、ちょっと疑問感じるんですけども。まず、所有者が納得すれば、いいです。

○委員長（石塚 柏） ほかになにか、質疑ございませんか。

（「今後、気を付けてください」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第94号、平成30年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

はい、次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 議案第94号、平成30年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

資料ナンバーは2番の補正予算書の23ページ、お願いいたします。それから、事業説明書につきましては17ページをお開き願います。また、お手元にお配りしておりますA3判の簡水-1につきましては2ページ、お願いいたします。

今回の補正予算は、国及び県が実施する河川の築堤工事に関連し、簡易水道施設の移転・撤去等に関する経費の補正などをお願いするものであります。

それでは、補正予算の内容について、ご説明申し上げます。

はじめに、第2条 収益的収入及び支出の補正であります。

収益的収入は、県からの補償金など1,587万8千円の補正をお願いし、補正後の簡易水道事業収益を12億8,521万4千円とするものであります。収益的支出は、県が実施する一級河川淀川の築堤工事に伴い、事業用地内にある浄水場施設の解体費などであり、営業費用は1,378万1千円の補正、営業外費用は217万4

千円の補正で、合わせて1,595万5千円の補正をお願いし、補正後の簡易水道事業費用を12億3,781万2千円とするものであります。

支出の内訳につきまして詳しくご説明いたしますので、事業説明書17ページの下の方と、それからA3判資料の2ページを併せてご覧願います。

築堤工事に伴い支障となる施設は、協和中淀川字川原田地内にある旧中村馬場地区簡易水道の浄水場でありまして、現在は使用されていない施設であります。解体事業に関わる経費は、解体工事費や設計等の業務委託費、国庫返還金などでありまして、合計で860万4千円であります。なお、事業費計の下欄に、下の方の欄に括弧書にて記載しておりますが、秋田県からの移転補償金は、解体工事費に当該固定資産の減価相当分を加えた1,500万円でありまして、残額の639万6千円は自主財源に振り替えしております。

次に、議案第92号においてご説明いたしました、漏水に伴う損害賠償経費についてであります。補償額は87万8千円、同額の収入として総合賠償補償保険金を充当いたします。

このほか、給・配水管布設替事業や水道施設用地復旧事業、また、各地域の漏水等の修理費として、合わせて647万3千円の補正をお願いするものであります。

次に、補正予算書は24ページ、お願いいたします。

第3条の資本的収入及び支出の補正は、国土交通省が実施する雄物川河川激甚災害対策特別緊急事業に伴い、配水管の布設替えが必要になったことによるものであります。

資本的収入は、国からの補償金として868万2千円の補正をお願いし、補正後の額を6億6,059万7千円とするもので、資本的支出は、配水管布設替工事費などとして950万4千円の補正をお願いし、補正後の額を9億7,058万3千円とするものであります。

それでは、収入及び支出の内訳について詳しくご説明いたします。

事業説明書は18ページ、それからA3判資料は3ページと4ページを併せてご覧願います。

A3判の資料3ページに工事箇所、掲載されておりますが、今回の事業箇所は、黄色のマーカで表示しております「大沢川樋門道路付替等」と記載されている所でございます。

4ページには付け替え工事の図面を掲載しております。赤色で表記された道路が付け替え後の道路で、本事業で布設替えする配水管は緑色で表示されております。

事業に関わる経費であります。事業説明書18ページの下段をご覧ください。

建設改良費は、工事に伴う実施設計費が248万4千円、工事費は702万円で、合わせて950万4千円であります。これに対し、国からの補償金は、消費税相当額を除いた設計費及び工事費の計に事務費を加え、減耗分を控除した金額868万2千円であります。

これらの補正に伴い、再度、補正予算書の24ページ、お願いいたします。

第3条であります。予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億998万6千円は、当年度分損益勘定留保資金2億7,762万9千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,235万7千円で補填するものとする。」に改めるものであります。

以上、議案第94号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、それでは当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第95号、平成30年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

はい、次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 議案第95号、平成30年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

資料はナンバー 2、平成 30 年度補正予算書の 35 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、平成 30 年度より下水道事業に公営企業会計を適用するため進めていた固定資産台帳の整備が完了し、減価償却費等の額が確定したことによる減額補正並びに公営企業会計の適用により、平成 30 年 3 月 31 日をもって打ち切り決算となった平成 29 年度公共下水道事業特別会計ほか、下水道関係の 3 特別会計に関する特例的収入及び支出の額が確定したことから、予算の補正をお願いするものであります。

それでは、補正予算の内容について、ご説明申し上げます。

はじめに、第 2 条 収益的収入及び支出の補正についてであります。

収益的収入は、営業外収益 1 億 5,327 万 5 千円の減額補正をお願いし、補正後の下水道事業収益を 35 億 4,297 万 2 千円とするものであります。収益的支出は、営業費用 1 億 7,511 万 2 千円の減額補正をお願いし、補正後の下水道事業費用を 29 億 4,739 万 3 千円とするものであります。

本年 4 月より、公共下水道事業ほか 3 下水道関係事業に公営企業会計を適用するに当たり、固定資産台帳の整備を進めてまいりましたが、当初予算編成時においては正確な費用が算定できなかったため、減価償却費並びに対応する長期前受金戻入については、見込まれる最大値を計上しておりました。

このたび、固定資産台帳の整備が完了し、帳簿価格が確定したことから、36 ページの付属資料にありますとおり、下水道収益の長期前受金戻入については 1 億 5,327 万 5 千円の減額補正を、また、下水道事業費用の減価償却費については 1 億 7,511 万 2 千円の減額補正をお願いするものであります。

なお、減価償却費につきましては、資産形成時に既に対価が支払われている費用であり、また、長期前受金戻入は、資産形成時の国庫補助金などについて、減価償却費に対応して収益化された収入でありますので、いずれも現金の増減はございません。

次に、第 3 条の特例的収入及び支出の補正であります。

35 ページにお戻り願います。

特例的収入及び支出につきましては、特別会計を公営企業会計に移行した年度に限り、特例として行われる会計処理であります。

本年 4 月 1 日より公営企業会計を適用したことにより、特別会計は 3 月 31 日で打ち切り決算となっております。この結果、4 月・5 月の出納整理期間がなくなったため、この期間の収入・支出について別条を設けて予算を整理する必要があるこ

とから、当初予算書において第4条の2として規定したものであります。

今回の補正は、この期間内に発生した債権及び債務が確定したことから、特例的収入と支出を補正するものであります。

特例的収入については3,547万9千円の補正をお願いし、補正後の額を1億1,643万7千円に、特例的支出については6,948万7千円の減額補正をお願いし、補正後の額を2億8,537万6千円とするものであります。

収入増の主な理由といたしましては、協和地域の災害復旧事業に伴う国庫補助金2,293万9千円や、建物災害共済金1,291万円などであります。また、支出の減額理由といたしましては、維持管理費などの不用額によるもののほか、公共料金や管理委託料などにつきましては、できるだけ3月中の支払いを行ったことによるものであります。

以上、議案第95号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

【古谷委員（監査委員） 退室】

○委員長（石塚 柏） 次に議案第115号、平成29年度大仙市上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算の審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかなどにつき、監査委員の審査意見書等を参考に審査したいと思います。

それでは、当局の説明を求めます。今次長。

はい、次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） それでは議案第115号、平成29年度大仙市上水道事業会計決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー4、平成29年度大仙市公営企業会計決算書、こちらの中ほどになります。一番最初が病院、その次が公営企業会計の上水道事業になりますので、中ほどをお開きください。

はじめに、29年度事業の概要から説明させていただきます。

決算書の14ページ、お願いいたします。

1. 概況の（1）総括事項、ア. 給水状況であります。年度末の給水状況は、給水戸数が対前年度比で254戸増の1万4,710戸、給水人口は対前年度比で20人減の3万2,594人となっており、計画給水人口3万3,517人に対する普及率は97.2パーセントとなっております。年間総配水量及び総有収水量につきましては、新規住宅・アパートなどが増加したことにより、総配水量は対前年度比で12万4,573立方メートル増の435万4,199立方メートル、総有収水量は対前年度比で680立方メートル増の371万4,303立方メートルとなっており、有収率は漏水等の影響もあり、対前年度比2.5ポイント減の85.3パーセントであります。

次に、イ. 経営状況につきましては、後ほど損益計算書にて詳しくご説明いたしますが、当年度の純利益といたしましては、対前年度比42.8パーセント増の2億3,405万7,491円となっております。

次に、ウ. 施設整備事業についてであります。（ア）の大曲上水道宇津台浄水場更新事業につきましては、平成28年度からの継続事業として、浄水場築造の土木・建築工事と機械・電気工事などを実施しておりますが、現場発生土の受け入れ先の問題や、水害などの度重なる災害の発生などにより工程が遅れたことで、工期を1年延長し、事業の完了を平成31年度末に変更しております。（イ）の配水管整備事業につきましては、内小友及び四ツ屋で新設工事を実施したほか、改良工事は、富士見町地内3件をはじめ、計6カ所でそれぞれ実施しております。（ウ）の水道未普及地域解消事業につきましては、新規事業でありまして、内小友字七頭地区内の自家用井戸の水源水質の悪化や地下水量の不足などを解消するために、上水道施設を整備するものであります。本年度は測量業務や実施設計業務に加えて、既存管から七頭地域入口付近までの配水管布設工事を実施しております。

15ページの(2)から(6)までは、説明を省略させていただきます。

16ページから17ページは、先ほどの施設整備事業でご説明いたしました工事の内容を掲載しております。

18ページは、3の業務として、先ほど概況で説明いたしました業務量、また、この後ご説明いたします事業収入や事業費に関する事項を、対前年に比較する形で掲載しておりますので、ご確認願ください。

19ページから20ページには、重要契約の要旨と企業債及び一時借入金の概況について掲載しております。

だいぶ前置きが長くなりましたけれども、上水道事業の決算について、ご説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをご覧ください。

はじめに、当初予算書第3条に規定されました、収益的収入及び支出に関する決算であります。

収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴って発生した収益と、それに対応した費用が計上されております。なお、金額につきましては、千円単位での説明とさせていただきます。

収入の部、第1款 上水道事業収益は、補正後の予算額8億7,804万5千円に対し、決算額は8億8,593万4千円で、予算額に対し788万9千円の増となっております。内訳は営業収益、営業外収益、特別利益、それぞれ記載のとおりであります。営業収益の主な収入は水道料金でありまして、約8億1,100万円あります。また、営業外収益の主な収入は長期前受金戻入でありまして、約5,500万円でございます。

次に、支出の部、第1款 上水道事業費用は、補正後の予算額6億8,305万1千円に対し、決算額は6億2,222万2千円で、不用額が6,082万8千円となっております。内訳につきましては営業費用、営業外費用、特別損失及び予備費と、それぞれ記載のとおりであります。営業費用の主な支出といたしましては、原水・浄水費が約1億1,700万円、配水及び給水費が約5,200万円、業務及び総係費が約1億4,500万円、減価償却費が約2億4,300万円などとなっております。また、営業外費用の主な支出といたしましては、企業債支払利息が約3,900万円、消費税が約2,100万円あります。これらの費用の正確な金額につきましては、21ページからの附属書類に記載しておりますので、後ほどご確認願います。

これまでご説明いたしました収益的収入及び支出から、消費税及び地方消費税を除いて計算したものが、7ページに記載しております大仙市上水道事業損益計算書であります。

7ページをご覧ください。

1の営業収益につきましては、給水収益のほか、その他の営業収益と合わせて7億5,922万円であるのに対しまして、2の営業費用は、原水及び浄水費以下の合計が5億5,060万円となっており、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、ページ右側の中ほどに記載されております2億862万円であります。

3の営業外収益が、受取利息ほか、合わせて6,610万1千円の収益に対しまして、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が3,931万円となっており、営業利益に営業外の利益2,679万円を加えた経常利益は、ページ右端の上から3行目、2億3,541万円であります。

5の特別利益はなく、6の特別損失、過年度損益修正損135万3千円を経常利益から差し引いた当年度純利益は、ページの右端の一番下から数えて3行目に記載されております2億3,405万7千円であります。これに、前年度繰越利益剰余金2,065万6千円を加えました当年度の未処分利益剰余金は、一番下に記載されている2億5,471万3千円であります。

次に、この剰余金の処分等についてご説明申し上げます。

次ページをお開き願います。

8ページ、9ページ上段は、上水道事業の剰余金計算書であります。

表の左側、資本金の部につきましては、当年度変動額は積立金からの繰入1億5千万円と出資金の受入等で、年度末残高の合計は34億4,808万4千円となっております。

ページの中ほどの資本剰余金につきましては、変動はございません。

表の右側9ページの利益剰余金につきましては、減債積立金は、前年度繰入額が1億円、企業債償還分としての取り崩しも同額の1億円で、当年度末の残高は1億5千万2千円であります。利益積立金は変動がなく、建設改良積立金は、前年度繰入額5千万円、取り崩しも同額の5千万円で、当年度末残高は2億6,460万円となっており、積立金の合計は12億8,482万9千円であります。当年度末における未処分利益剰余金は、先ほどの損益計算書でご説明いたしました2億5,471万3千円であり、利益剰余金の年度末残高の合計は15億3,954万3千円であります。

次に、8ページ下段の処分計算書をご覧ください。

剰余金につきましては、損益計算書並びに先ほどの剰余金計算書にて算出されました2億5,471万3千円について、大仙市水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条に基づき、企業債の償還を目的として減債積立金に1億円、また、建設改良工事費への充当を目的に、建設改良積立金に1億5千万円をそれぞれ処分することとし、翌年度繰越利益剰余金として471万3千円を予定するものであります。

次に、当初予算書第4条に規定された、資本的収入及び支出に関する決算について、ご説明いたします。

ページを戻っていただきまして、4ページ、5ページをお覧願いたします。

資本的収入及び支出は、最初に事業の概要についてご説明いたしました施設整備事業や、過去に借り入れた企業債の償還元金などに関する収入及び支出でありまして、資産を形成するための経費として計上しております。

はじめに、収入の第1款 資本的収入は予算額2,888万円に対し、決算額が2,788万円で、予算額に対し99万9千円の減となっております。内訳につきましては記載のとおりであります。第5項 出資金は、仙北南地区簡易水道事業の企業債元金償還分に係る基準内繰入金であります。また、第6項 国庫補助金は、水道未普及地域解消事業に伴う国庫補助金であります。

次に、下段の支出の部、第1款 資本的支出であります。補正後の予算額5億4,818万5千円に対し、決算額が5億3,188万6千円で、1,629万8千円の不用額となっております。内訳につきましては記載のとおりであります。第1項 建設改良費の主な支出といたしましては、宇津台浄水場更新事業や配水管改良などに伴う工事請負費が約3億4,900万円、測量設計などの委託料が約3千万円のほか、管路台帳図作成費や資産取得費などがあります。第2項 企業債償還金は、財政融資及び金融公庫からの借り入れに対する定期償還であります。

以上によりまして、欄外に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億400万6千円につきましては、減債積立金1億円、建設改良積立金5千万円、過年度分損益勘定留保資金3億2,476万5千円、それに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,924万円で補填しております。

最後に10ページをお願いします。

貸借対照表であります。

時間の関係上、詳細な説明は省略させていただきますが、資産の部は、固定資産と流動資産を合わせた合計が、10ページの一番下に記載されております。資産の合計は82億4,695万1千円でありまして、昨年度より約6,500万円増加し

ております。

一方、負債の部は、11ページになります。固定負債、流動負債に繰延収益を加えた負債の合計は31億8,699万3千円でありまして、昨年度に比べ、約1億7,400万円減少しております。

また、資本の部は、先ほど剰余金計算書においてご説明いたしました資本金及び剰余金の合計が、12ページの金額記載欄の下から2行目になりますが、50億5,995万8千円でありまして、昨年度より約2億3,900万円増加しております。

以上によりまして、資産は増加、負債は減少した結果、資本が増加しており、経営の安定性が増大しております。

なお、23ページからは、決算附属書類を添付しております。

また、A3判、上水-1の方には、28年度との決算の比較表を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上、平成29年度大仙市上水道事業会計決算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ご苦労さまでした。

当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） 宇津台浄水場が工期1年遅らせたという説明がありましたけれども、これによってあれですか、工事費等は影響というのはなかったでしょうか。1年延びることによって。

○委員長（石塚 柏） はい、佐々木課長。

○水道課長（佐々木廣美） 以前も少しご説明したんですけれども、材料費等は若干の増減関係とか労務費等はあると思いますけれども、全体的なあれは考えてはおりませんので、よろしくお願いたします。

○委員（佐藤育男） はい、分かりました。

○委員長（石塚 柏） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ質疑を終結いたします。

なお、討論・表決は、決算審査意見の調整後、最後に行います。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第116号、平成29年度大仙市簡易水道事業会計

決算の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

はい、次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 引き続きまして議案第116号、平成29年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

簡易水道事業につきましては、平成28年度までは特別会計でありましたが、29年度より新たに地方公営企業法を適用し、企業会計方式にて財務諸表の作成を行っております。決算書の構成につきましては、先ほどご説明いたしました上水道事業と同様でありますので、決算数字の読み上げなど詳しい説明はできるだけ省略させていただきます、要点のみの説明とさせていただきます。

それでは、資料ナンバー4の決算書、一番後ろの仕切りになりますけれども、決算書の方をご覧ください。

はじめに、29年度事業の概要から説明させていただきます。

14ページ、お願いいたします。

1. 概況の（1）総括事項、ア. 給水状況であります。年度末の給水状況は、給水戸数が対前年度比で384戸増の8,765戸、給水人口は対前年度比で716人増の2万4,765人でありまして、計画給水人口3万1,293人に対する普及率は79.1パーセントとなっております。増加の主な要因は、仙北中央地区簡易水道事業の事業開始であります。年間の総配水量及び総有収水量は記載のとおりでありまして、有収率は対前年度比1.71ポイント減の79.53パーセントとなっております。

次に、イ. 経営状況につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、ウ. 施設整備事業についてであります。（ア）の豊岡地区簡易水道水源新設事業につきましては、既存水源の水量が年々減少していることなどから、新たな取水井を築造するとともに、併せてクリプトスポリジウム対策として紫外線照射装置を導入するものであります。29年度は浄水施設の実施設計業務委託と、浄水施設築造工事を実施しております。（イ）の協和南部地区簡易水道事業につきましては、既存の施設機器・送水管・配水管等の経年劣化により漏水事故が頻繁に発生しており、水道水の安定供給に支障をきたしている状況にあります。このため、更新計画に基づきまして施設の改修を実施するもので、平成29年度は地質調査並びに測量・設計業務を実施しております。（ウ）の入角地区簡易水道水源新設事業につきましては、降雨時に取水源の濁度上昇が発生し、水道水の安定供給に支障をきた

している状況にあり、新たな水源を確保するものであります。平成29年度は水道事業経営変更認可設計業務委託を実施しております。

15ページから26ページまでにつきましては、上水道事業と同様に、契約状況などを記載しておりますので、説明を省略させていただきます。なお、20ページには、29年度に発生した豪雨災害に伴う災害復旧工事7件、金額にして約5千万円ほどになりますけれども、この契約状況も記載しておりますのでご確認願います。

それでは、平成29年度簡易水道事業の決算について、ご説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをご覧ください。こちらも金額につきましては、千円単位での説明とさせていただきます。

収益的収入及び支出の、収入、第1款 簡易水道事業収益は、補正後の予算額に対し、決算額は12億6,909万8千円で、予算額に対し411万円の減となっております。内訳につきましては記載のとおりでありますけれども、主な収入につきましては水道料金、約5億7,200万円であります。また、営業外収益は予算額に対し520万円の減となっておりますが、これは主な収入である長期前受金戻入の減額によるものであります。議案第95号の下水道事業の補正予算の際にもご説明いたしましたが、当初予算段階では固定資産台帳が整備中のため、概算額を計上していたことによるものであります。なお、収益の減に伴い、対応する費用である減価償却費も1,284万円を不用額としておりますので、損益計算上の営業収益の減少はございません。

次に、支出、第1款 簡易水道事業費用は、補正後の予算額に対し、決算額は12億565万円で、不用額が4,054万4千円となっております。こちらも内訳は記載のとおりであります。なお、不用額2,458万1千円の主な理由といたしましては、先ほどご説明いたしました減価償却費のほか、資産減耗費の支出がなかったことなどによるものであります。また、営業外費用の支出は、企業債支払利息約1億7,100万円と、消費税1,300万円ほどでありまして、不用額のうち約900万円は消費税の確定申告によるものであります。

それでは、損益計算書について、ご説明いたします。

7ページをご覧ください。

1の営業収益につきましては、給水収益のほか、その他の営業収益と合わせて5億3,584万5千円の収益に対し、2の営業費用は、原水及び浄水費以下の合計が10億855万8千円となっており、営業利益は4億7,271万2千円であります。

3の営業外収益は、他会計補助金のほか、合わせて6億9,036万8千円の収益

に対し、4の営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費ほかの支出を合わせて1億7,297万4千円でありますので、先ほどの営業利益に営業外利益5億1,739万4千円を加えた経常利益は4,468万1千円であります。

5の特別利益はなく、6の特別損失、過年度損益修正損32万4千円を経常利益から差し引いた当年度純利益は4,435万7千円であります。当年度の未処分利益剰余金につきましては、当年度純利益と同額であります。

次に8ページ、9ページの剰余金計算書であります。

資本金及び資本剰余金とも、年度末残高の合計は期首残高と変動ありません。

右側の9ページ、利益剰余金の中ほど、未処分利益剰余金は、先ほど損益計算書でご説明いたしました額と同額であります。

次に、下段の剰余金処分計算書であります。

当年度未処分利益剰余金4,435万7千円につきましては、積立金等に処分せず、翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

ページをお戻りいただきまして、4ページ、5ページをお開き願います。

はじめに、収入の第1款 資本的収入は予算額に対し、決算額が4億6,762万5千円で、予算額に対し1,290万8千円の減となっております。内訳につきましては記載のとおりでありますけれども、第5項 出資金は、一般会計からの元金償還分に係る基準内繰入金であります。また、第6項 国庫補助金は、災害復旧事業に伴う国庫補助金であります。

次に、下段の支出、第1款 資本的支出であります。補正後の予算額8億2,452万3千円に対し、決算額が8億983万3千円でありまして、翌年度繰越額1,247万4千円は、昨年度の豪雨災害により被災した配水管の復旧工事に関する経費であります。内訳につきましては記載のとおりであります。第1項 建設改良費の主な支出といたしましては、はじめに概況にて説明いたしました豊岡、協和南部、入角各地区の簡易水道事業整備に関わる委託費、工事請負費などあります。第2項 企業債償還金の主な償還先は、財政融資資金、旧資金運用部、旧年金資金などあります。

以上によりまして、欄外に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,220万8千円につきましては、当年度分損益勘定留保資金3億2,343万3千円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,877万4千円で補填しております。

最後に10ページ、お願いいたします。

公営企業会計を適用した最初の貸借対照表であります。

資産の部であります。1の固定資産の(1)有形固定資産につきましては、土地、建物、構築物等の各年度末残高に、トの建設仮勘定を加えた有形固定資産の合計は149億2,006万2千円となっております。これに(2)の無形固定資産と、2の流動資産を加えた資産の合計は153億3,606万2千円であります。

一方、負債の部は11ページになります。企業債などの固定負債合計は87億6,187万9千円でありまして、これに流動負債と繰延収益を加えた負債の合計は137億4,407万4千円であります。

また、資本の部は、資本金15億1,431万4千円に、資本剰余金と先ほどご説明いたしました当年度未処分利益剰余金を加えた合計が15億9,198万7千円でありまして、負債・資本の合計は153億3,606万2千円であります。

以上、平成29年度大仙市簡易水道事業会計決算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(石塚 柏) はい、ご苦労さまでした。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) なければ、質疑を終結いたします。

○委員長(石塚 柏) 次に、委員会審査報告書を作成するに当たり、監査委員の決算審査意見書を参考にして、付すべき意見があれば、意見を調整して報告したいと思っております。

また、意見の調整については、休憩をして進めたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは暫時、休憩いたします。

(午前11時45分 休 憩)

(午前11時46分 再 開)

○委員長（石塚 柏） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

付すべき意見ないようでございますので、休憩中の意見調整では、特に意見を付すべきことがないということですので、そのようにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（石塚 柏） それでは議案第115号、平成29年度大仙市上水道事業会計決算の認定についてを、再び議題といたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第116号、平成29年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定についてを、再び議題といたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

【古谷委員（監査委員） 入室】

○委員長（石塚 柏） 次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてを、お諮りいたします。

お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に、委員派遣の承認要求について、お諮りいたします。

10月16日から18日までの期間、所管する事項について行政視察を行うため、議長に対し、委員派遣の承認要求をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（石塚 柏） 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は全て終了いたしました。

なお、当委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、そのように決しました。

これで、建設水道常任委員会を閉会いたします。

午前11時48分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長